

令和6年度愛媛県動物愛護推進懇談会の結果

1 会議の名称

令和6年度愛媛県動物愛護推進懇談会

2 開催日時

令和7年1月28日（火）午後2時00分から午後4時00分まで

3 開催場所

愛媛県中予地方局2階学生実習室

4 出席者

委員

（公財）愛媛県動物園協会	副園長	佐々木 善基	委員
		（代理人：宮内 敬介 園長）	
（公社）愛媛県獣医師会	会長	戒能 豪	委員（会長）
認定NPO法人えひめイヌ・ネコの会	理事長	高岸 ちはり	委員
（一社）あんずの森（dog事業部）	代表理事	泉 栄	委員
高知食糧（株）ペットStep松山問屋町店	店長	横田 有紀	委員
愛媛大学農学部畜産学研究室橘公募	教授	橘 哲也	委員（副会長）
		近藤 星	委員
（株）愛媛銀行公務ふるさと振興部	部長兼CSR推進室長	岡田 温仁	委員
愛媛県教育委員会義務教育課	指導主事	掛水 久仁子	委員
松山市保健所生活衛生課	課長	宮内 俊輔	委員
伊予市環境政策課（愛媛県市町会代表）	課長	久保 貴比古	委員
久万高原町住民課（愛媛県町村会代表）	課長	菅 和幸	委員

事務局

愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課	技 幹	木村 俊也
〃	係 長	滝沢 浩司
〃	主 任	紅谷 啓太
愛媛県動物愛護センター	所 長	森松 清美

5 議 事

議題1 会長選出

議題2 （1）動物愛護管理に係る現状と課題について

（2）動物虐待について

（3）ペット防災について

（4）多頭飼育問題について

6 会議内容（全部公開）

議題1 会長選出

会長には、委員の互選により、県獣医師会長の戒能委員に決定（全会一致）。

副会長には、戒能会長の指名により、愛媛大学農学部教授の橘委員に決定。

議題 2－（１） 動物愛護管理に係る現状と課題について

【事務局説明】

松山市を除いた愛媛県の負傷動物を含めた犬猫の殺処分頭数は、令和４年度 450 頭から５年度 406 頭と約 10%削減しましたが、依然として全国上位にある。

内訳を見ると、犬が令和４年度 177 頭に対し令和５年度 113 頭で約 36%の減少であったが、猫では令和４年度 273 頭に対し令和５年度 293 頭と約 7%増加している。

譲渡頭数は令和４年 12 月に県動物愛護センターに新設した譲渡動物飼養施設や譲渡犬の馴化訓練場の効果により、犬猫ともに約 25%増加したにもかかわらず、猫の処分頭数が増加した要因として、猫の収容頭数が令和４年度 430 頭だったのに対し令和５年度が 492 頭と約 13%増加したことがあげられる。

収容された猫のうち、仔猫の拾得数が６割以上を占めており、いわゆる「飼い主のいない猫」問題対策が必要となることから、県ではその解決策の１つである TNR 活動を含めた地域猫活動の周知啓発にさらに努めていく。

また、今年度は全ての市町において飼い主のいない猫の避妊手術に対する補助が実施されるなど、地域の環境問題としての認識が進んでいるところ。

引き続き、譲渡動物飼養施設を活用した譲渡頭数の増加を図っていくが、安易な譲渡はその後の遺棄や虐待、多頭飼育による飼育崩壊に繋がる恐れがあり、また今以上の譲渡頭数の大幅な拡大には、動物愛護団体やボランティアの協力が必要不可欠となるが、愛護団体やボランティア自体が無理な譲り受け等により多頭飼育崩壊に陥る危険性があることから、市町・愛護団体・ボランティア等との連携をより密なものとして、慎重に判断していく必要があると考えている。

また、譲渡頭数をいくら増やしても、入口である収容頭数を削減しないことには「壊れた蛇口状態」であることから、飼い主のいない猫対策を中心とした収容頭数の削減にも努めていく。

今後も終生飼養や不妊去勢手術、マイクロチップ等の所有者明示措置等の適正飼養の更なる普及・啓発を図るとともに、先進的な自治体の取組みを参考にしつつ、収容頭数及び殺処分頭数の削減に強力に取り組むこととしている。

【発言要旨】

戒能会長：猫の収容頭数が増えていることについて何か意見はあるか。

高岸委員：当会への相談数は減っておらず、毎日のようにメール等が来る。多頭飼育にも繋がるが、高齢者が社会から孤立して猫や犬に愛情を注ぎ、自分勝手な行動で増やしている現状があり、どうしたらいいか考えている。最初の一匹を手術すれば増えない。

戒能会長：市町の意見はどうか

宮内委員：かわいいからと無責任な餌やりを行い、それに続いて糞尿の苦情が出る。高齢の方が餌を与えている印象。松山市では地域猫活動を推進しており、今年度も地区集会等の場を使って２回ほど講演会を行っているほか、手術費用補助額の増額を行っている。地域猫活動には地元の理解が重要なので、必要があれば動物愛護団体と協働で説明をおこなっている。理解を求めることが最初は難しいが、実際にやってみると猫の数と苦情が減っていくので、活動が進めば賛同者も増えていくのではないかと。

久保委員：他市町と同様に無責任な餌やりに困っている。指導しても繰り返す行い、行政に苦情を言ったことに対する苦情もある。最近、猫の苦情について３地区で当事者、市、愛猫家で協議を行ったが、１地区のみ地域猫活動を開始して今のところ順調であるが、残る２地区は愛猫家と地域住民で意見に食い違いが生じたため停滞している状況である。

また、多頭飼育崩壊に近いケースへの対応では、地域の方と飼い主の家族で、市の補助を

活用しつつ、猫の全頭手術を行った。しかし解決困難なケースも多い。こちらの意見を聞いてくれない場合が多い。

伊予市では、ガバメントクラウドファンディングを活用し、猫用ケージの整備や手術代補助金の増額に取り組んでいる。

戒能会長：久万高原町ではどうか。

菅委員：久万高原町でも餌やりに関する苦情があり、近所トラブルや解決が困難なケースも多い。

昨年も関係機関と連携して指導、定期的な見回り等行ってきた。寂しさからやってしまうが、近所からしたら迷惑な行為であることが多い。現状では関係機関と連携して地道にあたっていくしかない。

高岸委員：当会会員が自腹で活動し手術代等、手厚い支援を行っている現状がある。一つ解決してもすぐに別の事案が発生し、その度に会員が対応している。根本的な解決として地域猫活動があるが、ボランティアのみでは地域の理解を得るのが難しい場合が多く、中には高圧的な方もいるので、行政の協力が必要である。ボランティアよりも行政の言うことなら飼い主、地域住民は聞きやすい。多頭飼育にもつながると思うが、手術費用については市町等の補助金があるが、それ以外の費用についてボランティアが全て負担するのはおかしいのではないか。また、手術費の算出法についても考えてもらいたい。手術費用について町内会費から支出することに反対される場合もあるが、行政が説明すると理解を得やすいと思う。

戒能会長：ボランティアの費用負担及び地域猫活動への行政の協力について意見があったが、行政としての考えは。

森松所長：費用については回答が難しい。地域猫活動はその在り方が昔と今で変わってきており、以前は地域全体の賛同が必要と言われていたが、現在は全体の賛同を条件とせず、できることから進めてみる方向になっている。野良猫問題は保健所等にも苦情は多々あり、地域猫活動について説明を行っているが、行政が説明しても聞く耳をもたない方も多い。

戒能会長：県獣医師会では平成25年から野良猫対策支援事業を行っているが、これは地域猫活動を定着させることが目的である。地域猫活動は地域住民の同意を得て手術を行っていくことが重要。地域猫として猫を管理していくという地域の同意が必要なので、県として将来の展望を立てながら予算対応や市町の協力を含めて、団体の負担を減らす方向で進める必要があるのではないか。

橘委員：猫に餌を与える人は、猫に対する愛情が深いため、無責任な餌やりについて指導を行っても中々聞いてくれないと感じる。地域住民が餌を与える人に苦情を伝える場合、行政や愛護団体を間に挟むケースが多く、直接相手に伝わらない可能性もあるので、簡易裁判所などを活用する手もあるかもしれない。住民の中には、問題を起こしている人のためにお金を使うことに拒否反応を示す場合や、行政、団体等間に立つ人達が疲弊してくことも想定されるので、直接的に餌を与える人に向き合う機会があっても良いのではないか。

戒能会長：事務局には、委員からの意見・提案について検討いただきたい。

議題2-(2) 動物虐待について

【事務局説明】

昨年、松山総合公園内で猫の殺害事件が複数発生し、容疑者として松山市内の大学生が逮捕された。

動物虐待は動物愛護の観点から許されるものではなく、過去の事例からも対象が動物から人間へ移行する恐れがあることから、環境省では令和4年に「動物虐待等に関する対応ガイドライン」を策定したところ。

県では同ガイドラインを参考に疑いを含めた動物虐待事例に対応しているほか、動物愛護教室や県ホームページ等における動物の遺棄・虐待が犯罪である旨の周知啓発や、市町及び警察等と合同で現場の実態調査を行うなど、動物虐待の未然防止及び早期発見に努めている。

委員の皆様におかれても、「動物の遺棄・虐待は犯罪である」ことの周知・啓発に御協力いただくとともに、県としても関係機関と協働して人も動物も安心して暮らせる地域社会の構築に努めていく。

【発言要旨】

戒能会長：動物虐待が人へ発展するとの説明があったが、虐待の未然防止等について意見をいただきたい。

高岸委員：1月14日に松山市内の猫虐待事件の第一回公判が開かれ傍聴したが、聞くに堪えない虐待の方法であった。より重い実刑を望んでいるが軽い刑になることを危惧している。重い刑になったからといって再犯、他の事件が発生しないとは限らないが、虐待を行うと重い刑を課され、社会的にも大きなダメージを受ける事例にはなると思う。法改正でネグレクトについても虐待に該当することとなったので、皆さんには次回改正時に虐待について環境省へ意見を是非あげてほしい。虐待の厳罰化は未然防止の一つの方法になると考えている。

戒能会長：松山市の事件は身近であったので大変衝撃を受けた。人の外見からは心までは見通せない。虐待を行わないような人間に育つには、家庭や教育環境が関係していくと思うが、掛水委員に教育現場からの意見を伺いたい。

掛水委員：小学校では文部科学省の学習指導要領に基づき、生活科の授業を通じて動物との触れ合いなどについて指導を行っており、動植物が生命を持っていることや、成長していることに気付くとともに、親しみをもって大切にしようとするという思いを育てることを目標の一つとしている。それぞれの地域・子供たちの実態に応じてどのような動物を飼育していくのか、どのような形で成長を見守っていくのか、また授業等で取り上げて学習していくのかについては、教員が工夫をして進めている。県の教育委員会としても適切な指導が行えるよう、教員への研修等を実施している。

戒能会長：虐待というのは人間の脳からすると自然なこととして行われるのか、深層心理としてそのような欲望があるものなのか、橘副会長に御意見をいただきたい。

橘副会長：虐待とは違うかもしれないが、人間社会には「いじめ」があるが、牛であれ、魚であれ、動物の中にも「いじめ」があり、集団化するとそのような「いじめ」が発生するというのはあるかもしれない。猫を見て「かわいい」と思う人の方が多いと思っており、全員が動物虐待を起こすような感情を持っている訳ではないと思う。小中高では先生方や保護者が教育・指導を行っているが、大学では基本的に本人に任せる傾向にあると思う。大学で自由になった際に、その反動で通常では想定しえない思考回路に陥る学生が出てくるのではないかと。近年のSNS等の発達により、人に聞かなくても情報が入るようになり、便利になった反面、感謝という感情が育ちづらいと考えている。大学においても小中学校のような、教員と学生とのコミュニケーションが動物愛護に限らず、様々な点において必要ではないかと考える。

戒能会長：とべ動物園では野生動物を飼育しており、動物に対する視点が一般のペットとは異なると思うが、ご意見を伺いたい。

宮内代理：とべ動物園が開園して36周年となるが、設立当初は県民の豊かな心を育むとして、動物を通して動物愛護の精神を熟成させることを目的としていたが、現在は動物側に主軸を置き

た「アニマルウェルフェア」の考え方を基に飼育を行っている。動物園では現在、若年層から動物愛護・福祉について意識を持ってもらうことを目的に、小学校への講師派遣や、愛媛大学教育学部における授業の開催等を行っており、その中で殺処分の問題、地域猫、動物虐待についても盛り込んでいる。今回の虐待は団体ではなく個の行為であるため、未然防止は難しい面があるかもしれない。

戒能会長：県獣医師会では、小学校における動物ふれあい教室を実施しているが、近年、動物を飼養していない家庭が増えており、子供たちが動物と直接ふれあう機会が減少している。また、教員にも動物を飼養したことがない方が増えており、子供及び教員ともに動物への接し方がわからないケースが確認される。動物を飼育している学校の減少が全国的な問題となっており子供たちの動物とふれあう機会の減少に憂慮している。県獣医師会単体では年間5カ所のふれあい教室の開催が限界なので、行政側が動物とのふれあいが非常に大切な教育であることを認識して積極的に取組んでもらいたい。

議題 2-（3） ペット防災について

【事務局説明】

気候変動等に起因した、豪雨等の自然災害をはじめとする大規模災害が全国各地で頻発しており、本県においても、昨年4月に豊後水道を震源とした最大震度6弱の地震が発生し、愛南町を中心とした南予地域が被災したほか、同7月には松山市内で大雨を原因とした土砂災害が発生し、尊い生命が失われた。

また、8月に発生した日向灘を震源とする地震では、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、本県においても、いつ大規模災害が発生してもおかしくない状況にある。

このことから、県では「愛媛県災害時動物救護活動ガイドライン」を策定しているほか、「愛媛県地域防災計画」に同行避難や避難所でのスペースの確保などペットに関する項目を盛り込んでおり、各市町におかれましても、県と同様に対応していただいているところ。

また、県では、動物愛護団体や県獣医師会協力のもと、県総合防災訓練等においてペット同行避難訓練を実施しているほか、松山市動物愛護センターと連携した各種イベントや県・市町におけるパネル展の開催など、普及啓発に努めている。

さらに県獣医師会と「災害時の動物救護活動に関する協定」を締結しているほか、災害用スチール倉庫の寄附をいただき、厳しい財政状況ではあるが、共同でフード、ケージ、ペットシーツ等の災害時用資材などの備蓄を進めているところ。

本県では以前から、災害発生時には人とペットの「同行避難」を原則としてその周知・啓発を図ってきたが、未だ県民への浸透が進んでいるとは言えない状況である。

「同行避難」という言葉は知っていてもその具体的な内容、例えば仕事や外出などで直ぐにペットの元へ行けない場合の、親戚や近隣住民への連絡体制等の整備や、所有者明示措置の徹底等も広義の「同行避難」に含まれていることを知らないなど、更なる普及・啓発を進めていく必要がある。

また、過去の事例では、いざ同行避難をしても、避難所への入所を断られてしまい、車中泊等を強いられるとともに、避難所に入れないがために、食料等の支援情報の入手が困難であった事例がある一方、民間の動物病院が病院施設を開放した他、動物愛護団体が自治体体育館敷地内にテントを設置するなど、関係団体等がペットとの同行避難に重要な役割を果たした事例も報告されている。

災害時には共に避難したペットが被災者の大きな心の支えにもなっていることから、県では令和4年に「避難所におけるペット受入体制整備マニュアル」を策定の上、避難所設置主体である各市町へ配布するなど、ペット受入可能避難所の設置及び「同行避難」の更なる推進に努めている。

巨大地震等の超大規模災害が発生した場合、行政機関も大きなダメージを受けることがあり、

その際には公的な援助が長期間にわたり機能しない可能性がある。

このことから県では「自助・共助」の重要性について啓発を進めている。

まず「自助」とは、個人が行う災害対策の事であり、住宅の耐震化や家具の転倒防止、非常食や水・ラジオ・薬等を入れた非常用持出袋の準備及び、避難所の事前確認等が該当し、ペットについてはさらに普段のしつけや避難時にケージに慣れさせておくほか、はぐれてしまった場合すぐに飼い主の元に戻れるようにマイクロチップ等の所有者明示措置を実施する事が重要となる。特に普段のしつけやケージへの馴致は、避難所へのペット受入に重要な要素となる。

次に、「共助」とは地域と連携した自主防災組織等の防災対策の事を指し、ペットについては、普段から親戚や隣近所との関係を密にし、緊急時のペット救護について話し合っておくことが重要となる。

また、ペットの共助では動物愛護団体や獣医師会、動物病院等による支援も同じく重要であり、動物病院や愛護団体等によるペット避難所の設置等、大きな力となる。

【発言要旨】

戒能会長：ペット防災について愛護団体から御意見をいただきたい。

泉委員：災害時に高齢者を把握するための登録制度があるが、ペットにはない。「避難所におけるペット受入体制整備マニュアル」に避難所でペットの情報を登録する様式があるが、飼い主にその余裕はないと思われる。そのため、ペットについてもデータベース化して災害時に必要な情報が把握できるようなシステムを構築してほしい。避難所における飼養方法について、犬はある程度ケージ飼いに慣れやすく躾を行っている飼い主もいるが、猫は飼い方や個体の性質上ケージ飼養が難しい面もあるので、避難所での飼養方法について様々な方法の検討を行っていく必要がある。

戒能会長：災害時のペット情報の的確な把握は、円滑な避難所生活において必要であると思う。災害時の状況についてペットショップからの意見も伺いたい。

横田委員：松山市で発生した土砂災害の際には被害にあった方々がペット用品の購入に来店されたほか、南海トラフ地震臨時情報が発令された際には、全国的にフード、ケージ、水等が欠品となった。本店では非常時に備え、水等についてある程度の備蓄はしているが災害時にはすぐに無くなる恐れがあることから、平時からの備えが重要と考えている。近年の災害頻発により、飼い主の災害に対する意識が向上している実感はある。

高岸委員：松山市防災・危機管理課にペット受入可能避難所について問い合わせたところ、松山市全ての避難所で受入可能との回答を得たが、避難所予定施設に直接聞いたところ「ペットスペースは屋外で、猫は想定していなかった」または「考えていない」と回答された。当会が実施している「ペット防災管理士育成講座」では、ケージ飼養の躾方やペット受入について直接避難所に問い合わせることについて啓発を行っている。行政にはもっとペット受入可能避難所の運営体制を整えるように指導をしてほしい。

橘副会長：ペット受入可能避難所について、ホームページ掲載やパンフレットを作成して配布してはどうか。

高岸委員：ホームページ等でペット受入可能とされていても、実際には不可な場合がある。

橘副会長：ペット受入可能避難所を広く周知すること自体が、避難所運営者や飼い主に対する避難所へのペット受入の推進に繋がると考える。

戒能会長：市町においても、防災訓練におけるペット避難の実施について進めてほしい。

議題 2-（4） 多頭飼育問題について

【事務局説明】

近年、多頭飼育に起因する問題は全国的なものとなっており、令和3年には環境省が「多頭飼育対策ガイドライン」を策定し、その中で問題の背景には飼い主の経済的困窮や社会的孤立等が複雑に絡み合っており、「人」と「動物」に係る別々の問題として対応することでは解決が困難であるとされている。

同ガイドラインにおいて多頭飼育問題とは、多数の動物を飼育しているなかで、適切な飼育管理ができないことにより、①飼い主の生活状況の悪化、②動物の状態の悪化、③周辺の生活環境の悪化の3つの影響が生じている状況と定義されており、その解決は、3つの影響が改善され、かつ、飼い主が多頭飼育問題を再び生じさせることなく、その地域において生活を維持している状態とされている。

多頭飼育問題解決のためには、①飼い主の生活支援、②動物の飼育状況の改善、③周辺の生活環境の改善が必要だが、根本的な解決は難しく、再発しやすいことから、問題の解決には対症療法的な対応だけでなく、根本的な原因に対し継続的に働きかけることが重要となる。

このことから、動物愛護行政部局のみならず、社会福祉部局、生活衛生部局、住宅部局、社会福祉事業者、動物愛護ボランティア等の官民を超えた連携が必要となる。

本県においても問題のある飼い主には様々な背景があることから、飼い主の実情に応じて、市町や民間団体等の保健・福祉関係者と連携して飼育環境の改善等の指導に当たっているところ。

また、他県を含めた過去の事例では、飼い主が飼養能力を超えた動物の飼養継続の意思を示した場合や引取りを希望した場合の取扱いについて問題となったケースがあったことから、飼養動物の取扱いについても、今後検討を進めていく必要がある。

【発言要旨】

戒能会長：効果的な取組み方法は簡単には見いだせないと思うが、近藤委員に一般の方としてのご意見を伺いたい。

近藤委員：保護猫2匹を飼養している。1匹だと寂しいと思い2匹飼うこととしたが、これ以上頭数を増やすのは金銭的にも労力的にも困難だと実感している。地域猫だけではなく、飼い猫についても行政から何らかの補助等があれば、もう1匹飼うことが可能となり、地域猫の減少に繋がるかもしれない。動物は一生面倒見なければならず、私はペットシッターを雇っているためどうにかなっているが、旅行や入院の際に飼養が困難となる人もいると思うので、行政には譲渡だけではなく引取りについて考えてもらえれば、もっと気軽に飼えるようになるのではないか。高齢者の方の中には、飼いたいと思っていても最後まで面倒をみきれないため躊躇している場合もあるので、その点について皆さんにも考えていただきたい。

戒能会長：助成があれば引取り希望者が増えるのではないかという意見は我々にはない貴重なものである。この意見について県動物愛護センターとしてどう考えるか。

森松所長：県動物愛護センターからの譲渡の際、希望者が2頭以上飼養している場合は、特に災害時や入院した場合等の対応について慎重に話し合いを行い、本当に飼養が可能かどうかを考えてもらっている。高齢者にとってパートナーとしての動物飼養は重要なものとなっており、動物の所有権を団体や行政が有し、高齢者等に動物を預かってもらう制度を設けているところもある。ただし、動物が戻ってきた場合にその団体や行政等に最後まで面倒が見られる余力やスペースがあることが条件となっており、県動物愛護センターでは犬猫の収容頭数が減らない限り、現状そのスペースを設けることは困難である。

橘副会長：近藤委員から提案のあった引取り制度は新鮮な考えだと思う。マッチングアプリみたいなものが出来れば譲渡を含め、現状とは別の形でやりやすくなるかもしれない。このような問題は地域のみならず、動物にも大きな負担を与えていると思う。

戒能会長：多頭飼育は徐々に数が増えていくため飼い主も動物もその環境に適応してしまい、決して迷惑をかける目的で増やしているのではないが、気づいた時には地域環境に影響を及ぼすレベルまで増えてしまうのかもしれない。

高岸委員：多頭飼育対応事例を紹介する。1昨年12月中頃、当会に松山市生活福祉課から「12月末

までに現在住んでいる家から退去しなければならないが、33匹の猫を飼養しており、どうかしてほしい。」と連絡がきた。引越し先についてSNS等を活用して探していたが、松山市職員の協力で受入可能なアパートを見つけた。雄猫の全頭去勢手術が条件であったため即日手術を開始していたので、すでに雄猫の手術は終了していたが、一部の猫は松山市保健所及び当会が引き取ったうえで新しい飼い主に譲渡し、松山市職員も協力して引越しを行った。元の家は酷い状況であり、生活用具も使い物にならなかったため、布団、暖房器具、タンス等は寄附を募り当会が用意した。今回の事例は行政担当者が非常に協力的であったので、これを良い例として今後もつなげていきたい。環境省のガイドラインには関係機関が連携して対応した事例が載っているので、愛媛県でも同様に進めていければ良いと思う。当会では、多頭飼育崩壊事例を令和5年から令和6年に6件対応したが、全ての事例において飼い主に経済的な問題があり、かつ全てがゴミ屋敷状態であった。このような現場は至るところにあると思うが、飼い主が困難な状況にある場合、何かしらの機関の人間が関わっている場合が多いので、そういった方が頭数の少ないうちに関係機関へ連絡を行い、協力して対応していれば、多頭飼育崩壊に至るような繁殖にはつながらなかったのではないかと。早期に行政同士の連携を図ってもらいたい。

戒能会長：事務局はこのような生の声を理解はしていると思うが、県、市町、動物団体等の連携が図れるように体制づくりを行ってほしい。

事務局：我々だけでは解決できない問題は多々あるが、各市町及び関係機関と連携しながら進めていく。

戒能会長：以上で終了させていただく。